

ソフトウェア製品管理弁法

2009年4月10日 施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

ソフトウェア製品管理弁法

目録

第 1 章 総則

第 2 章 ソフトウェア製品の登記及び届出

第 3 章 ソフトウェア製品の生産

第 4 章 ソフトウェア製品の販売

第 5 章 監督管理

第 6 章 付則

第 1 章 総則

第 1 条

ソフトウェア製品に対する管理を強化し、中国のソフトウェア産業の発展を促進するために、国家の関係法律、行政法規及び国务院「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を奨励する若干政策」(以下、「産業政策」と略称する)に基づいて本法を制定する。

第 2 条

中華人民共和国国内におけるソフトウェア(国産ソフトウェアと輸入ソフトウェアを含む)の取扱い及び管理活動は本法を適用する。

組織又は個人が自ら開発しかつ自己使用するソフトウェア、並びに他人に委託して開発した自己使用のソフトウェアは本法を適用しない。

第 3 条

本法においてソフトウェア製品とは、顧客に提供するコンピューターソフトウェア、情報システム又は設備に入力したソフトウェア、或いはコンピューターシステムインテグレーション、応用サービスなどの技術サービスをする時に提供するコンピューターソフトウェアをいう。

本法において国産ソフトウェアとは、中国国内で開発生産されたソフトウェア製品をいう。

本法において輸入ソフトウェアとは、中国以外の所で開発された、また各種の形式で中国国内で生産、取扱われているソフトウェア製品をいう。

第4条

ソフトウェア製品の開発、生産、販売、輸出入などの活動は、中国の関係法律・法規及び標準規範を遵守しなければならない。いかなる組織及び個人も以下に記載する内容を包含するソフトウェア製品を開発、生産、販売、輸出入してはならない。

- (1)他人の知的財産権を侵害すること。
- (2)コンピューターウイルスを包含すること。
- (3)コンピューターシステムの安全に危害を及ぼす恐れがあること。
- (4)中国のソフトウェア基準に合致しないこと。
- (5)法律、行政法規等が禁止する内容を有すること。

第5条

中華人民共和国工業情報化部(以下、工業情報化部と略称する)は全国のソフトウェア製品に対する管理に責任を負う。その主要な職責は次の通りである。

- (1)ソフトウェア製品の測量基準及び規範を制定・公布すること。
- (2)省・自治区・直轄市及び計画単列市のソフトウェア産業主管部門に登録されたソフトウェア製品を記録すること。
- (3)全国のソフトウェア製品の管理業務を指導、監督、検査すること。
- (4)ソフトウェア製品検定機構を指導、監督し、中国のソフトウェア製品に関する標準規範及びソフトウェア製品の試験標準及び規範に基づいて適合性試験を行うこと。
- (5)全国統一のソフトウェア製品の登録番号体系を制定し、ソフトウェア製品登記証書を作成すること。
- (6)ソフトウェア製品登記公示を配布すること。

第6条

省・自治区・直轄市及び計画単列市のソフトウェア産業主管部門は、法に基づき各行政区域内のソフトウェア製品の登記、整理、管理業務に対し責任を負う。

第2章 ソフトウェア製品の登記及び届出

第7条

ソフトウェア製品に対し登記及び届出制度を実行する。

本法の規定に適合しかつ登記及び届出をした国産ソフトウェア製品は、「産業政策」に規定される関係奨励政策を受けることができる。

第8条

国産ソフトウェア製品の登記及び届出は、当該ソフトウェア製品を開発・生産する組織が申請し、かつ下記の書類を提出する。

- (1)ソフトウェア製品登記申請書。
- (2)企業法人営業許可証の副本及び写し。
- (3)ソフトウェア製品のサンプル。
- (4)ソフトウェア製品が中国国内で開発されたこと、及び申請組織が知的財産権を保有していることの有効な証明
- (5)ソフトウェア試験機関が発行した試験証明資料。
- (6)提出すべきその他の書類。

第9条

輸入ソフトウェアの内、中国国内でローカライズ開発、生産がなされた製品は、その中国国内で開発された部分について、著作権者及びその開発組織が中国国内で開発されたことの証明資料を提出し、かつ本法第8条の規定に従って関連登記届出書類を提出し、登記、記録が完了後、「産業政策」に規定される関係奨励政策を受けることができる。

第10条

輸入ソフトウェア製品の登記及び届出をする際は、輸入業務に責任を負う組織が下記の書類の提出に責任を負う。

- (1)ソフトウェア製品登記申請書
- (2)申請者の営業許可証の副本及び写し
- (3)ソフトウェア製品のサンプル
- (4)ソフトウェア製品の著作権者が中国での取扱いを許諾したことの証明書類
- (5)ソフトウェア試験機関が発行した試験証明資料
- (6)ソフトウェア製品が国家のソフトウェア輸入手続に適合していることを示す資料

第11条

省・自治区・直轄市及び計画単列市のソフトウェア産業主管部門は、所在地のソフトウェア製品登記機関に対し、ソフトウェア製品登記申請の受理及び審査を委託する。

省・自治区・直轄市及び計画単列市のソフトウェア製品登記機関は、本法第8条、第10条に掲げる申請書類に対し審査を行う。審査を経て、申請書類が揃っていることを確認した場合、省・自治区・直轄市及び計画単列市のソフトウェア産業主管部門へ送達し工業情報化部への届出をする。工業情報化部は指定媒体上に届出のあったソフトウェア製品についての公示を行う。7営業日公示を行い異議がない場合、省、自治区、直轄市及び計画単列市のソフトウェア産業主管部門がソフトウェア製品登記番号及びソフトウェア製品登記証書を発行する。

ソフトウェア製品登記の有効期間は5年とし、有効期間満了までは延期を申請することができる。

第3章 ソフトウェア製品の生産

第12条

中国国内で、ソフトウェア製品を生産する場合は、中国の法律規定を遵守し、中国の技術標準、規範及び本弁法の規定を満たさなければならない。

第 13 条

ソフトウェア製品の生産組織が生産するソフトウェア製品は、本組織が著作権を有するか、或いは著作権所有者又はその他の権利者の許諾を得て生産したソフトウェアでなければならない。

第 14 条

ソフトウェア製品生産組織は、その生産したソフトウェアの内容を検査することに責任を負う。

第 15 条

ソフトウェア製品の開発生産は、法律・法規の規定を遵守し、国家の関係技術標準、安全基準を満たさなければならない。

第 16 条

顧客に提供するソフトウェア製品の包装には、当該ソフトウェアの名称、バージョン番号、ソフトウェアの著作権者、ソフトウェア製品登録番号、ソフトウェア生産組織（輸入組織）及び組織の所在地、生産日などを明記しなければならない。

第 17 条

顧客に提供するソフトウェア製品（輸入ソフトウェア及び国内で生産された外国ソフトウェア製品を含む）には、中国語説明書、使用手帳などの完備した説明書類を付さなければならない。かつ製品又は説明書類等の書面中に技術サービスの提供者、内容、方式を明記しなければならない。

第 4 章 ソフトウェア製品の販売

第 18 条

ソフトウェア製品の開発組織及び生産組織は、直接そのソフトウェア製品を販売することができる。

第 19 条

代理方式によりソフトウェア製品を販売する場合は、代理人（ソフトウェア製品の販売者）と被代理人（ソフトウェア製品の開発組織又は生産組織）間、或いは総代理人と子代理人間で書面による代理契約を締結しなければならない。代理契約には、明確に代理権限、区域、期限、技術サービス及び工業情報化部の定めるその他の内容を定めていなければならない。

代理人は経営場所の目立つ位置に代理資格証書を掲げなければならない。代理資格証書に

は代理権限、代理期限、区域、代理等級などの内容を含まなければならない。代理人は対外宣伝、広告の際には事実の通り上記内容を表示しなければならない。

第 20 条

許可証による貿易の形式によりソフトウェア製品を取扱う場合は、ソフトウェア製品を取扱う組織は生産組織と書面による許諾契約を締結しなければならない。ソフトウェア製品を取扱う組織がソフトウェア製品を販売する際、顧客に当該許諾契約を閲覧するように告知し、かつ閲覧の後同意するか否かを表示するよう要求しなければならない。

第 21 条

ソフトウェア製品を取扱う組織が販売するソフトウェア製品は本法第 4 条の規定を満たし、かつ書面又は書類形式で顧客に技術サービスの提供者、サービス内容、サービス方式及び費用などを告知しなければならない。サービスの提供者を明記していない場合は、ソフトウェア製品の販売者が関連技術サービスを提供するものとみなす。追加のサービス料がかかることを明記していない場合、ソフトウェア製品の価格にサービス料が含まれているものとみなす。

第 22 条

ソフトウェア製品のテスト版は、無料で提供することを明記しなければならず、営利販売をしてはならない。

第 5 章 監督管理

第 23 条

工業情報化部は国家の関係部門と合同で全国のソフトウェア製品の開発、生産、販売、輸出入などの活動に対し監督検査を行う。

各級ソフトウェア産業主管部門は地方の関係主管部門と合同で各行政区域内のソフトウェア製品の開発、生産、販売、輸出入などの活動に対し監督検査を行う。

第 24 条

登記済のソフトウェアが本法第 4 条に定める内容を包含、或いは虚偽の登記、届出書類を提供してソフトウェアの登記を詐取した場合、省、自治区、直轄市及び計画単列市のソフトウェア産業主管部門は当該ソフトウェアの登記番号、登記証書を取り消さなければならない。すでに受けた租税優遇などについては追徴しなければならず、省・自治区・直轄市及び計画単列市のソフトウェア産業主管部門は工業情報化部に報告する。工業情報化部は警告を行い、かつこれを公布する。

ソフトウェア製品が中国の技術基準、規範及び本法の規定に符合していない場合、或いは証拠があり使用要求を満たさず、又は生産組織の標示または承諾した機能に合致しないことを証明する場合、省・自治区・直轄市及び計画単列市ソフトウェア産業主管部門は工業情報化部に

報告する。工業情報化部は関連部門とともに法にもとづいて当該ソフトウェア製品の生産組織に対し処罰を行う。

第 6 章 付則

第 25 条

本条例は 2009 年 4 月 10 日より施行する。2000 年 10 月 27 日に公布された「ソフトウェア管理弁法」(中華人民共和国情報産業部令第 5 号)は同時に廃止となる。